〇〇〇〇行政区自主防災組織規約（例）

（名称）

第１条　この組織は、〇〇〇〇行政区自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（目的）

第２条　本組織は、安全で明るく住みよい環境の維持のために、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害（風水害、地震、火災、噴火等をいう。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）防災知識の普及啓発に関すること。

　（２）災害の予防に関すること。

　（３）災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、避難誘導、救出救護などの応急対応に関すること。

　（４）防災訓練に関すること。

　（５）防災機材等の整備に関すること。

　（６）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第４条　本組織は、〇〇〇〇行政区に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第５条　本組織に次の役員を置く。

　（１）会長　　１名

　（２）副会長　１名

　（３）班長　　〇名

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（役員の任務）

第６条　会長は、本組織を代表し、会務を総括するとともに、災害発生時における応急活動の指揮を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

３　班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

（会議）

第７条　総会は、〇〇〇〇行政区総会と同時に開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

２　総会は、会長が招集し、議長となる。

（防災計画）

第８条　本組織は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

　（１）災害発生時における本組織の組織編成及び任務分担に関すること。

　（２）防災知識の普及啓発に関すること。

　（３）防災訓練の実施に関すること。

　（４）災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導、要援助者の安全確保、防災機材等の整備及び管理に関すること。

　（５）その他必要な事項

（経費）

第９条　本組織の活動に要する経費は、〇〇〇〇行政区一般会計の中において行う。

附則

　　　この規約は、〇年〇月〇日から施行する。